



府 食 第 7 8 6 号
平成 2 4 年 9 月 1 8 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成 2 4 年 5 月 1 8 日付け厚生労働省発食安 0 5 1 8 第 1 号をもって貴省から当委員会に意見を求められた過酸化水素に係る食品健康影響評価について、平成 2 4 年 8 月 2 1 日開催の食品安全委員会添加物専門調査会（第 1 0 9 回会合）における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりましたので、平成 2 5 年 9 月末までに提出をお願いいたします。

なお、平成 2 5 年 9 月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

(別紙)

過酸化水素の食品健康影響評価に必要な補足資料

| | 補足資料 | 要求の理由 |
|---|---|--------------------|
| 1 | 文献検索等を行い、「添加物に関する食品健康影響評価指針（2010年5月27日食品安全委員会決定）」（以下「指針」という。）の別表1に掲げる評価に必要な資料に該当するものがあれば、提出すること。 | 過酸化水素の安全性評価に必要なため。 |
| 2 | 指針の別表1に掲げる評価に必要な資料を全て提出できない場合、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について（平成8年3月衛化第29号）」の表2の1～5の検討事項が満たされることを確認し、食品常在成分であること又は食品内若しくは消化管内で分解して食品常在成分となることが科学的に明らかであることを示して、資料不足を補うこと。 | 同上 |
| 3 | 低カタラーゼ血症又は無カタラーゼ血症のヒトが過酸化水素を摂取した場合について、過酸化水素の体内動態及び毒性を考察するに資する資料を提出すること。 | 同上 |
| 4 | 我が国における、過酸化水素の使用基準改正前と改正後の一日摂取量をそれぞれ指針に掲げる方法により推計し、報告すること。 | 同上 |
| 5 | 上記1～4に関連する資料や考察があれば、併せて提出すること。 | 同上 |